

議案第66号

宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市大久保青少年センター条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年9月17日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例

宇治市大久保青少年センター条例（昭和62年宇治市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「図る」を「図り、もつて生涯学習の振興に寄与する」に、「宇治市大久保町平盛30番地の4」を「宇治市大久保町山ノ内3」に改める。

第6条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

宇治市大久保青少年センターの移転に伴い、所要の改正を行うものであります。